

# 旭学生寮規定

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、学校法人 長谷川学園 旭学生寮の管理運営及び寮生活の取扱いについて定め、これにより集団生活の維持を図り、寮生活の向上に資することを目的とする。

### (寮の定義)

第2条 この規定で寮とは、遠隔地の学生を集団で居住させるために所有する住宅施設をいう。

### (寮生の定義)

第3条 この規定で寮生とは、学生であつて所定の入寮手続きを経て入寮を許可された者をいう。

### (寮生の義務)

第4条 寮生はこの規定を誠実に守り、寮の保全に勤めるとともに、寮生活の風紀秩序を維持し生活環境の向上に勤めなければならない。

### (適用)

第5条 この規定は寮に入寮している学生に適用する。

## 第二章 管理

### (管理者)

第6条 寮の管理は管理者が行う。

### (業務)

第7条 寮の管理者は次の業務を行う。

- 1,寮の入退居に関する業務
- 2,保全修理と備品管理
- 3,門限以降の施錠管理
- 4,学園との連絡調整その他必要と認められる事項

## 第三章 入退寮

### (入寮資格とその期間)

第8条 入寮資格とその期間は下記のとおりとする。

- 1,通学不可能な地域から入学した者で所定の手続きを経て、学校長の許可を得た者
- 2,その他学園が必要と認める特別な事情のある者
- 3,期間は原則として「入学式の1週間前から卒業式の1週間後まで」とする

(入寮手続)

第9条 入寮を希望する者は、入寮申込書に所定の事項を記入の上、入寮費を添え学園事務所に申し込まなければならない。

(居室定員数の決定)

第10条 居室定員数については寮を希望する者の申し出により学園が決定する。

(退寮に関する事項)

第11条 寮生が次の各項の1に該当する場合は、その事由の発生後1週間以内に退寮しなければならない。

- 1,学生の身分を喪失したとき
- 2,自己都合により退寮を希望するとき
- 3,この規則に違反し、もしくは寮の風紀秩序を乱し他の寮生への迷惑等、共同生活に不適當と認められるとき（第20条に基づきレッドカードを与え等られたとき）
- 4,寮費を3か月超えても納入しなかった場合
- 5.学校長は寮生の模範であるものに限って卒業後当分の間在寮延長を認めることがある

(退寮手続)

第12条 寮生が退寮する場合はその1週間前までに管理者に退寮届を提出すること。退寮者は寮より貸与された品物を管理者立ち会いの上返納するとともに、居室並びに備品等破損等箇所について管理者の指示に従い修繕しなければならない。

#### 第四章 日常生活の規律

(起床、就寝)

第13条 起床、就寝時刻は食事、学校の始業時間等勘案し自主的に決定するも他の寮生に迷惑のかからないようにしなければならない。

(外出、門限)

第14条 時刻は午後11時までとするが、やむをえない事情によって時刻を超えて外出する場合は管理者に届け出ること。

(外泊)

第15条 寮生が帰省し外泊する場合はあらかじめ外泊届に記入の上管理者に届け出ること。

(食事、入浴)

第16条 食事、入浴に関しては下記のとおりとする。

- 1,各自の部屋又は、キッチン(共有スペース)で調理し喫食する
- 2,入浴は順番やマナーを守り利用する
- 3,その他必要な事項は別に定める

(面会、外部者の宿泊、呼び出し)

第17条 保護者以外の面会、外部者の宿泊、呼び出しは許可しない。面会については学園で行うこと。家族の車の駐車は学園の指定場所に駐車し、近隣の迷惑にならないようにすること。

(通報の義務)

第18条 寮生は次の場合、直ちに管理者に通報しなければならない。

- 1,建物又は付属施設、備品を破損した場合
- 2,火災、風水害、盗難その他異変があったとき

(順守事項)

第19条 寮生は次のルールを順守しなければならない。

|    |                                        |
|----|----------------------------------------|
| 1  | 寮生以外の立ち入りを禁止する（保護者は除く）                 |
| 2  | 門限（23:00）を守る やむを得ない場合は管理者に届け出る         |
| 3  | 各部屋の施錠管理は各自が行う                         |
| 4  | 自室は常に清潔にし、保健衛生に努める（ゴミを溜めず指定された日に捨てる）   |
| 5  | 建物又は付属施設、備品等を大切に使用する                   |
| 6  | 室内で周りの部屋に迷惑のかかる騒音を出さないよう気を付ける          |
| 7  | 部屋外での大きな声での立ち話、騒ぐ等の周りの迷惑になることをしない      |
| 8  | 風呂、洗濯の順番やマナーを守る                        |
| 9  | 水道、電気（空調）等を浪費しない                       |
| 10 | 共有スペースは使い終わったら綺麗に掃除する                  |
| 11 | ゴミや私物を部屋の外に出しっぱなしにしない                  |
| 12 | 20歳を超えていても部屋での喫煙は禁止する                  |
| 13 | 室内で火気を使用しない                            |
| 14 | ペットの飼育は禁止する                            |
| 15 | 当番制の仕事の義務を守り行う（やむを得ずできない場合は代わりを見つけること） |
| 16 | 寮内での商業行為、禁止バイトの勧誘、またはこれに類することをしてはいけない  |
| 17 | 寮内での政治、思想、宗教などの勧誘をしてはいけない              |
| 18 | 金銭、消耗品の貸し借りをしない                        |
| 19 | 学校生活に支障をきたす生活リズムを避け、心身ともに健康に心がける       |
| 20 | 思いやりと優しさを大切にHUMAN BEAUTYの精神をもって接する     |
| 21 | 寮内での連絡網は速やかに確認をし、管理者の指示に従う             |

(禁止事項)

第20条 ルール違反を犯したものは以下の処分を受け入れ、従わなければならない。

また、悪質な破損、火災などを起こした場合、修繕費を請求する。

|                                                                                                 |                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| ■ イエローカード：以下の項目に該当するとこれを1枚課す。<br>翌日までに反省文を提出／ペナルティを行うこと。                                        |                                   |
| ■ レッドカード：3枚与えられた時点でこれを課す。<br>悪質なケースであると判断した場合は1枚目及び2枚目で渡すことがある。<br>このカードを付与された寮生は、1週間以内の退室を命ずる。 |                                   |
| 1                                                                                               | 寮生活におけるルールのいずれかを守っていないと管理者が見なした場合 |
| 2                                                                                               | 建物、居室を無断で改造、破損、損傷を与えた場合           |
| 3                                                                                               | 他の住民に迷惑を及ぼす行為をした場合                |
| 4                                                                                               | 暴言、恫喝、脅迫に該当する発言をした場合              |
| 5                                                                                               | 嫌がらせ、いじめ、暴力行為に該当する行動をした場合         |
| 6                                                                                               | 盗難行為を行なった場合（金品、消耗品、食品、衣類、自転車等）    |
| 7                                                                                               | その他、重大な迷惑行為、問題行為を起こした場合           |

(寮費)

第21条 寮費の内訳は居室利用料と水道光熱費・冷暖房費からなり、金額は次のとおりとする。入寮費は入寮時のみ、寮費は毎月5日までに当月分を学校会計に納入しなければならない。月途中で退出する場合も寮費は定額とする。

- 1,一室を一人で使用する場合 月額 32,000円（一人部屋）
- 2,一室を一人で使用する場合 月額 37,000円（二人部屋）
- 3,入寮費 入寮時のみ 15,000円

ただし、下記地域に該当する遠方からの入居の場合、以下の寮費とする。

- 1,三重県外にお住まいで中高生の女性
- 2,三重県内で遠方にお住まいで中高生の女性  
(東員町、いなべ市、桑名市、木曽岬町、朝日町、川越町、菰野町、名張市、上野エリア、島ヶ原エリア、阿山エリア、飯高町、大台町、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町)

- 1,一室を一人で使用する場合 月額 0円（一人部屋）
- 2,一室を一人で使用する場合 月額 5,000円（二人部屋）
- 3,入寮費 入寮時のみ 15,000円

#### 附則

- 1,この規定は1987年7月1日より施行する
- 1.この規定は2015年4月1日より施行する
1. この規定は2017年4月1日より施行する
- 1.この規定は2021年4月1日より施行する
- 1.この規定は2023年4月1日より施行する
- 1.この規定は2024年4月1日より施行する